

## 岩石採取認可期間等を定める要領

[沿革] 平成14年3月26日、19年3月12日、25年12月13日、26年2月10日改正

(目的)

第1 この要領は、岩石採取計画の認可期間に関し期間の決定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(認可期間)

第2 認可期間は3年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、2年以内とする。

- (1) 新たに採取場を開設するとき。
- (2) 風化岩石を採取するとき。
- (3) 採石災害防止のため特に指導監督を必要とするとき。
- (4) その他特別の事由があるとき。

(認可期間の特例等)

第3 砕石又は石材の採取を目的として5年以上継続して操業する採取場（坑内採掘を除く。）又は風化岩石の採取を目的として3年以上継続して操業する採取場については、第4の基準に従い優良と認められるときは、認可期間を次のとおりとすることができる。

- (1) 砕石又は石材の認可期間は、5年以内とする。
- (2) 風化岩石の認可期間は、3年以内とする。

### 岩石採取認可期間

2年以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに、岩石採取場を開設するとき。</li><li>・風化岩石を採取するとき。</li><li>・採石災害防止のため、特に指導監督を必要とするとき。</li><li>・その他特別の事由があるとき。</li></ul>
3年以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・砕石又は石材を採取するとき。</li><li>・坑内採掘をするとき。</li><li>・風化岩石の採取場の内、優良な採取場と認められたとき。</li></ul>
5年以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・砕石又は石材の採取場の内、優良な採取場と認められたとき。</li></ul>

(採取場を優良と認める基準)

第4 採取場を優良と認める基準は次のとおりとする。

- (1) 「岩石・砂利採取場立入調査実施要領」による直近の「岩石採取場点検表」において、該当項目がすべて○（マル）であること。
- (2) 採取場周辺の環境を配慮し、景観上の対策を積極的に講じていること。
- (3) 裸地の緑化に積極的に取り組んでいること。
- (4) 採取場の清掃及び整備が十分行われ、採石作業が丁寧に行われていること。
- (5) 業務管理者等による作業、採取場等の点検が毎日作業前に行われ、また、安全操業啓蒙の講習等が定期的に実施されていること。

- (6) 採石作業に関係した死亡事故が過去3年発生していないこと。
- (7) 騒音、粉塵、振動、水濁等について、周辺に対策を要するような影響を過去3年与えていないこと。
- (8) 採石法施行規則第11条報告書が過去3年提出されていること。
- (9) 採石等監視業務嘱託員の岩石・砂利採取場パトロール報告書において問題点がないこと。
- (10) 更新までに、(6)、(7)について新たに判明したときは、優良と認めることを取り消すものとする。

(調査及び結果通知等)

第5 第4第1項(2)から(9)については、「岩石・砂利採取場立入調査実施要領」に基づく立入調査に合わせて調査するものとし、「優良と認める判定表(様式第1)」により判定するものとする。

2 優良と認める判定表は、「岩石・砂利採取場立入調査実施要領」に定める立入調査結果通知書に添付することにより通知するものとする。

(その他)

第6 この要領は、平成4年4月1日から施行するものとする。

附 則 (平成14年3月26日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日)

この要領は、平成26年1月6日から施行する。ただし、改正後の要領による認可は平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月10日)

この要領は、平成26年2月10日から施行する。ただし、改正後の要領による認可は平成26年4月1日から適用する。